

民事訴訟法

平成20年1月6日（日） 15:00～16:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、**第1問**と**第2問**とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、各問につき1枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

〔第1問〕（配点：40点）

AとBはAが長年所有していた不動産（以下、本件不動産と略する）をBに1000万円の代金と引き換えに売買する売買契約（以下、本件売買契約と略する）を締結した。そして、Aは本件売買契約に基づきBからの1000万円の売買代金を受け取ったうえでそれと引き換えに本件不動産の所有権を移転する登記をBに移した。ところが、その後、AがBに対して本件不動産を明け渡す前に本件売買契約はBの詐欺によることを理由に取り消す旨の主張をして移転登記の抹消登記請求訴訟（以下、第1訴訟と略する）を提起したところ、Bも第1訴訟の係属後まもなくAに対して本件売買契約に基づく本件不動産の明渡請求訴訟（以下、第2訴訟と略する）を別訴で提起したとする。

Bの提起した第2訴訟の訴えは二重起訴の禁止に違反すると解すべきであるかどうかについて論じなさい。

〔第2問〕（配点：60点）

第1問の第1訴訟および第2訴訟の両訴えについて、裁判所および当事者において二重起訴の禁止が問題にされることのないまま訴訟が推移したと仮定する。第一審では、同一の裁判所（裁判官）のもとに係属しており、審理の結果、本件売買契約につきBによる詐欺は認められないことを理由に本件不動産の所有権はBに帰属するとしてB勝訴の本案判決が第1訴訟および第2訴訟において同時に言い渡された。その後控訴審では裁判所の別々の部に係属したため事件の進行が異なり、第2訴訟では先にAの控訴が控訴審において棄却され、Aの上告も上告審において棄却され、B勝訴の判決が確定した。ところが、その後、第1訴訟の控訴審において詐欺による本件売買契約の取消しについてのAの主張が認められたうえでA勝訴の判決が言い渡され、そこで、Bは上告した。

本事案の特性を踏まえた本問の論点およびそれについての予想されるAおよびBの訴訟法上の言い分について言及したうえで、第2訴訟の確定判決が未確定の第1訴訟に及ぼす効力について論じなさい。

以上